

ナノ学会会則

1. 名称および事務所

1.1 本会はナノ学会（英文名：The Society of Nano Science and Technology）と称し、事務所を京都市伏見区両替町2丁目348-302アカデミック・スクエア（株）内におく。

1.2 本会は必要に応じて各地に支部を設ける。

1.3 本会は会員間の研究交流を促進するため、下記の部会を設置する。個人会員および学生会員は、原則としていずれかの部会に所属するものとする。

- (1) ナノ構造・物性部会
- (2) ナノ機能・応用部会
- (3) ナノバイオ・メディシン部会

2. 目的および事業

2.1 本会はナノスケールの物性およびその応用技術の研究・開発を促進し、あわせてその普及・発展を振興することを目的とする。

2.2 本会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会，研究会，講演会などの学術的会合。
- (2) 会誌，その他の資料の刊行と配布。
- (3) 前項の目的に関するその他の事業。

3. 会員

3.1 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 個人会員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

3.2 個人会員

本会の目的に関心を持つ個人で、会長に入会を申請した者。

3.3 学生会員

本会の目的に関心を持つ大学院生以下の学生で、会長に入会を申請した者。

3.4 賛助会員

本会の目的に賛同してその事業を賛助する法人、または個人で、会長に入会を申請し、理事会の承認を得た者。

3.5 名誉会員

本会の目的達成に多くの貢献をした個人で、理事会で推薦され総会の賛同を得たもの。名誉会員は会費を免除し終身とする。

3.6 会員は次の区分により会費を納入しなければならない。

個人会員	年額	8,000円
学生会員	年額	3,000円
賛助会員	年額	50,000円（1口）

3.7 退会

個人会員、学生会員および賛助会員は会長に届け出て退会することが出来る。また、会費を一年以上滞納し

たもの、あるいは理事会で本会の会員として適当でないことと決議されたものは、退会させられることがある。会費を一年以上滞納したものは、退会とみなし、当該会計年度末で自動退会となる。自動退会者が新たに入会を希望した場合は、二年分の会費の納入を要する。

3.8 資格の喪失については次の通りとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。

4. 役員ならびに評議員

4.1 本会の事業を行うため次の役員ならびに評議員をおく。

役員	会長	1名	顧問	若干名
	副会長	3名以内		
	理事	25名以内		
	監事	5名以内		

4.2 会長および副会長

会長および副会長は、理事会で推薦され、総会の賛同を得て、選出された会員とする。

会長は本会を代表して会を運営する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4.3 理事

理事は、理事会で会員中から推薦され、総会の賛同を得て、選任する。理事は、理事会を組織し、本会に関する運営事項を協議・執行する。

4.4 監事

監事は、理事会で会員中から推薦され、総会の賛同を得て、選任する。監事は業務ならびに資産・会計の監査を行い総会に報告する。

4.5 役員の任期

役員の任期は、選任された総会終了時から翌々年の総会終了時までとし、再任を妨げない。

4.6 顧問

顧問は本会の発展に著しい貢献を行ってきた個人に対し理事会が推薦し、総会の賛同を得て会長が委嘱する。顧問は引き続き本会の発展のため、その運営に対し助言や支援を行う。

5. 総会

5.1 総会は個人会員をもって組織し、年に1回会長が招集する。議長は、会長もしくは会長の指名した理事がこれにあたる。

5.2 総会は会務の報告および理事会において重要と認められた事項を審議する。総会の決議は出席会員の過半数の賛同によるものとする。

5.3 総会は理事会において必要と認めるとき臨時に召集することができる。

6. 理事会

- 6.1 理事会は、会長が招集し、議長となる。
- 6.2 理事会は会長、副会長、理事を理事会構成員とし、これの2/3以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 6.3 理事会の決議は、出席者の過半数の賛同によるものとする。
- 6.4 会長は必要に応じ、顧問または関係者を招集することができる。

7. 編集委員会

- 7.1 本会編集委員会を設置し、**Bulletin of the Society of Nano Science and Technology** を、原則 8 月と 2 月の年間 2 号発行する。
- 7.2 編集委員会は、委員長 1 名、委員 4 名の 5 名体制とする。
- 7.3 委員長の任期は原則として 2 年とする。
- 7.4 委員の任期は 2 年とする。ただし、毎年半数が交代する。

8. 事務局

- 8.1 本会の事務を処理するため事務局を設ける。
- 8.2 事務局の編成は別に定める。

9. 資産および会計

- 9.1 本会の運営は会費、寄付金およびその他の収入によるものとする。本会の資産は会長が管理する。
- 9.2 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。
- 9.3 会長は毎年会計年度の終わりに次の書類を作成し、総会の承認を得る。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算報告書
 - (3) 財産目録

10. 会則の変更

本会則は理事会の提案により、総会出席会員の3分の2以上の賛同によって変更することができる。

11. 付則

本規約は平成14年5月より適用する。
本改正会則は平成21年5月より適用する。
本改正会則は平成24年6月より適用する。
本改正会則は平成25年6月より適用する。
本改正会則は平成29年5月より適用する。